

2016年12月7日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿

総務大臣 高市 早苗 殿

平成29年度税制改正に向けての要請について

民進党税制調査会長

古川 元久

税制は社会保障制度などと同様に社会を創る手段である。民進党は、明るい日本社会を創るため、現下の厳しい経済情勢等も踏まえ、別紙の通り平成29年度税制改正にかかる考え方を取りまとめたところである。政府におかれては、別紙を踏まえた税制改正を行うことを要請する。

以上

平成 29 年度税制改正について

民進党

与党が平成 29 年度税制改正について検討を進めているが、政府においては、下記を踏まえた税制改正を行うべきである。

(1) 災害に関する税制上の措置

○甚大な被害が発生した場合、税制においても迅速な対応を可能とするため、恒久法として「災害税制に関する基本法」を制定すべきである。

(2) 個人所得課税

○配偶者控除の年収要件の引き上げは、ライフスタイルに中立な税制を築く観点からの改革と真逆であり、問題外である。

(3) 法人税

○サービス産業の生産性向上に向け、ITなどを活用したサービス開発も研究開発税制の対象にすべきである。

(4) 自動車関連諸税

○不条理で過重な税制を解消し、ユーザーの負担を確実に軽減するため、自動車取得税廃止・自動車重量税の当分の間税率の廃止、自動車税・軽自動車税の税率引き下げを含む車体課税の抜本見直しを行うべきである。

○エコカー減税やグリーン化特例については延長・充実を行うべきである。

(5) ビールの酒税の引き下げ

○諸外国に比べても税率の高いビールについては、税率を引き下げるべきであり、発泡酒の税率を大幅に引き上げるべきではない。

(6) 事業承継税制

○雇用を支え、地域経済の中核となっている中小企業の事業承継の円滑化を推進するため、取引相場のない株式の評価方法の見直し・適正化、分散した株式の集中化を阻害する税制措置の見直しを図るべきである。

(7) 租税回避への対応

○法人税については、B E P S (税源浸食と利益移転) プロジェクトに基づき、速やかな対応を行うべきである。

○相続税については、非居住無制限納税義務者の範囲を拡大していくべきである。

(8) その他

○郵便貯金銀行、郵便保険会社、日本郵便株式会社については、民営化の進展も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの提供義務に応じた税制等の措置を検討の上、所要の措置を講じるべきである。

○租税特別措置等については、「租特透明化法」による国会報告に基づき、効果が不明なもの、役割を終えたものなどは廃止し、真に必要なものは恒久措

置へ切り替えるべきである。

○ふるさと納税の返礼品の在り方について、地方財政への影響も踏まえ、見直しを行うべきである。

○なお、民進党の各部門が重点として要望する租特等(別紙参照)については、いずれも重要性の高いものであり、適切に検討を行い、所要の措置を講じるべきである。